

条例マネジメントの評価と見直し報告書

【1. 条例マネジメントの評価】

(1) 政策条例

ア 実施状況

政策条例のマネジメントの実施状況については、次の表のとおりである。多少の偏りはあるものの各局において実施することができた。

年度	条例名	所管局	見直し結果
平成26年度	静岡市清流条例	環境局	現行どおり
	静岡市違法駐車等の防止に関する条例	都市局	運用の見直し
平成27年度	静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	総務局	現行どおり
	静岡市震災による被災市街地復興整備条例	都市局	現行どおり
	静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例	都市局	現行どおり
平成28年度	静岡市飼い犬条例	保健福祉長寿局	現行どおり
	静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例	都市局	改正予定（未対応）
	静岡市法定外公共物管理条例	建設局	現行どおり
平成29年度	静岡市犯罪等に強いまちづくり条例	市民局	現行どおり
	静岡市環境基本条例	環境局	現行どおり
	静岡市健康福祉基本条例	保健福祉長寿局	現行どおり
平成30年度	静岡市男女共同参画推進条例	市民局	現行どおり
	静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例	都市局	現行どおり
令和元年度	静岡市債権の管理に関する条例	財政局	
	静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例	市民局	

所管局

総務局 1 件、企画局 0 件、財政局 1 件、市民局 3 件、観光交流文化局 0 件、環境局 2 件、保健福祉長寿局 2 件、子ども未来局 0 件、経済局 0 件、都市局 5 件、建設局 1 件、消防局 0 件、教育委員会 0 件

イ マネジメントの結果（令和元年度を除く。）

マネジメントの結果については、現行どおりが多く、5年を周期とするマネジメントの実施については、社会情勢の変化が多くないとの推測ができる。

現行どおり 11件、改正予定 1件（未対応）、運用の見直し 1件

（2）期間経過条例

ア 実施状況

期間経過条例の実施状況については、次の表のとおりである。各年度の実施件数を除いた対象となる条例は漸減している。令和元年度において減少した要因としては前年度に消費税改正に伴う条例改正が多くあったことが考えられる。特異的な変動はあるが、現状のマネジメントにより一定期間内での条例の点検が可能であると考ええる。

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
実施件数	56件	22件	19件	19件	17件	15件
期間経過 件数		85件	56件	51件	55件	42件

（3）条例マネジメント5年間の総括・成果

所管課が条例を自己点検することにより例規や政策の見直しを経験し、及び手法などを共有できたことが成果といえる。また、マネジメントの過程において条例制定時の趣旨や目的に立ち返り、現在の運用を見直す契機になったことも一つの成果である。

今後の事務において所管課が独自で例規の適正な管理ができることが期待できるとともに、条例未滿の規則等においても例規の点検作業を自主的に行えるようになるよう政策法務主任者研修の機会を活用して支援していくことで、より一層の政策法務の推進につながるものだと考えられる。

【2. 条例マネジメント見直し事業】

(1) 試行した評価項目

ア 政策法務支援システムを活用した政令市の類似条例比較表の作成

「資料1」「参考資料1-1」「参考資料1-2」参照

簡易的な方法により他都市の条例との比較が可能である。簡便な方法により他都市との違い等を評価項目として整理し、自己点検を促進させる有効な手段である。

イ 判例検索システムを活用した関連判例の抽出

「資料2」「参考資料2-1」「参考資料2-2」参照

検索する単語等の工夫が必要であることから事業への知識等が必要であるが、所管課の自己点検の範囲を広げるうえでも有効な手段である。

ウ 過料、勧告等の行政処分の実施状況の整理

条件が揃った条例においてのみは可能である。しかしながら、必要なデータを持っている所管課は、現状の点検票の既存項目である有効性、効率性の点検としてデータを活用し点検を実施してくれており、新たな点検票を設けて実施するような評価項目ではなかった。今後も点検内容として既存のデータの活用を促していく。

【3. 来年度以降の条例マネジメント事業の展開】

(1) 政策条例について

- ・ 2 (1) ア及びイの試行評価から、政策条例については、点検内容に政令市の類似条例の比較と関連判例の抽出を増やすことにより、深度のある点検を実施することができるようになるため、今後は点検項目として追加して実施することとする。
- ・ 1 (1) イの考察から、現在の5年周期は社会情勢の変化等による条例の見直しには時期尚早であること、また点検項目を増やし重点的な自己点検とすることから、10年間改正等がない条例を対象条例とする。また、現在、自治基本条例と基本条例は10年間、その他の政策条例は5年間改正がなければ対象条例となるが、一律10年間とする。

(2) 期間経過条例について

- ・ 1 (2) アの状況から、現在の5年間改正がない条例を対象とすることにより、一定期間

で一定数の条例の点検が行われることが確認されたことから、現状のままの件数を対象として実施していくこととする。

(3) 引用法令の点検

- ・本来法令改正については、所管課の情報収集が必要なこと、法改廃情報検索システムを活用することにより一定程度簡易に調査できることから、所管課の負担も考慮し、現在3年に1度行っていたものを、5年に1度とする。
- ・法改廃情報検索システムの活用方法などについては、政策法務主任者研修等を通じて周知徹底していく。

(4) その他

- ・前述の「資料1」、「資料2」を点検票の補助資料として提出させることとし、令和2年度の事業実施までに実施要領を整備し、来年度以降の条例マネジメントとして1から3までのとおりとして継続実施していく。